

木津南州見台六丁目1番地4地区建築協定【概要版】

協定区域：州見台六丁目1番地4

区域面積：17,561.02 m²

協定内容（協定書より抜粋）

（建築物等に関する基準）

第6条 協定区域内の建築物の用途、敷地、形態及び意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- （1）建築物は、建築基準法別表第2の（い）項第一号の住宅及び住宅に附属するものとする。
- （2）敷地は、170平方メートル以上を確保するものとする。
- （3）自ら専有する敷地の建ぺい率は50%以内、容積率は80%以内とする。なお、建築基準法施行細則第20条(昭和36年京都府規則第27号)の各号の一に該当するものは、建ぺい率の数値に10%を加えたものを数値とする。
- （4）建築物の地盤から最高部までの高さは、10メートル以下とする。
- （5）建築物各部分の地盤からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線まで真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたものの以下とする。
- （6）建築物は、地盤からの軒の高さが7メートル以下で、地階を除く階数が2以下とする。
- （7）敷地から市道木820号市坂循環線及び市道木989号州見台6-1号線への車輛の出入りはできないものとする。

建築協定区域（ただし、道路及び緑地を含まない）

